

平成25年2月20日
国土審議会離島振興対策分科会資料

離島振興基本方針（案）の概要

1. 序文

- 離島をとりまく厳しい現状と課題
- 離島振興基本方針・離島振興計画の位置づけ

2. 離島の振興の意義及び方向

(1) 離島の振興の意義

- 無人離島の増加及び人口の著しい減少の防止並びに定住の促進を目的とした離島振興のための特別措置の推進
- 離島の国家的役割（領域・排他的経済水域等の保全等）、国民的役割（食料の安定的供給等）を継続的に担うためにも定住の促進等を図ることが重要

(2) 離島の振興の方向

- 離島の基礎条件の改善及び産業振興等に係る施策
 - ・自立的発展の促進（産業振興等）
 - ・生活の安定（地域交通の維持、防災対策、格差是正、子どもの修学支援等）
 - ・福祉の向上（介護サービス、妊婦支援等）
 - ・地域間交流の促進（観光振興、交流促進等）
- 離島地域における創意工夫を生かした主体的な取組
 - ・地域資源の活用
 - ・農林水産業と加工業、観光業等の連携による地域資源の付加価値向上
- 多様な主体による地域づくり
 - ・民間主体の発意及び活動を地域づくりに生かす取組の推進
 - ・行政との調整や技術支援等を行う中間支援組織の育成
- 圏域の考慮
 - ・離島の地理的条件（本土近接、群島、孤立型）に応じて異なる生活圏を考慮したサービス、施設整備等に係る集落連携や機能分担

3. 国の支援の基本的考え方

(1) 国の責務

- 離島振興施策に係る基本理念（離島の国家的国民的役割が発揮されるよう、自然的社会的条件の改善、地域間交流の促進、無人離島の増加及び人口の著しい減少の防止並びに定住促進が図られることを旨として講じる）
- 基本理念に即した所要の施策を国が責任を持って推進

(2) 国による財政支援、情報提供等

- 予算、税制、金融等、選択可能な支援措置の整備

- (3) 離島活性化交付金等事業計画
 - 離島活性化交付金等事業計画制度の推進
 - 事業計画作成に係る地方公共団体間の情報共有・連携の促進、情報提供
 - (4) 国による法律の運用上の配慮
 - 農地法及び自然公園法等における運用面での配慮
 - (5) 離島特別区域制度の整備
 - 制度創設に向けた総合的な検討
 - 地方公共団体からの積極的な提案を促すための情報提供及び意見聴取
4. 離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項
- 離島振興計画は離島地域の発意と主体性に基づき自由な発想で作成
 - 市町村が離島振興計画の案を作成する時は住民意見を反映
- (1) 交通通信
- ①交通体系の整備
 - 離島航路及び離島航空路の維持、安全かつ安定的な輸送の確保
 - ②人の往来等に要する費用の低廉化
 - 離島航路及び離島航空路に係る費用の低廉化
 - 物資の流通に要する費用の低廉化
 - ③高度情報通信ネットワーク等の充実
 - 情報通信技術の利用機会に係る格差是正
- (2) 産業
- ①農林水産業の振興
 - 生産基盤の強化、人材の育成及び確保、流通合理化施設の整備等を通じた流通に要する費用の低廉化、高付加価値化
 - 多面的機能の発揮
 - 農林水産業と観光業の一体的な振興
 - ②水産動植物の生育環境の保全及び改善
 - 漁場の生産力向上、漁業の振興
 - ③地域資源等の活用による産業振興等
 - 地域資源の活用による産業振興（6次産業化、農商工連携）
- (3) 雇用
- 雇用創造の取組の推進、職業能力の開発
- (4) 生活環境
- 空家の活用、水の確保、汚水処理の推進、廃棄物の減量
- (5) 医療
- 妊婦支援（本土等において健康診査や出産に必要な医療を受ける機会の確保）
 - 医師等の確保、病床の確保等による必要な医療の確保
 - ドクターヘリや患者搬送艇の活用等による救急医療体制の充実
 - 保健医療サービスに係る住民負担の軽減
- (6) 介護
- 十分な介護サービスを受けられない状況の改善

○ニーズに応じた適切なサービスの提供（従事者の確保、施設整備、サービス内容の充実）

○介護サービスに係る住民負担の軽減

(7) 福祉

○高齢者の自立した生活の支援、子どもの育成に適した環境整備

○高齢者福祉サービス及び保育サービスに係る住民負担の軽減

(8) 教育文化

①教育の振興

○子どもの修学支援（高等学校等が設置されていない離島の高校生に対する通学等の支援）

○教職員定数への配慮、学校教育や社会教育の充実

②文化の振興

○多様な文化的所産の保全及び活用、担い手育成、文化に接する機会の提供

③調査、研究等の実施

○海洋資源及び海洋環境保全等の調査及び研究の場等としての離島の活用

(9) 観光

○地域の幅広い資源を活用した観光地域づくりの推進

○継続的・自律的な活動体制の確立

(10) 交流

○滞在交流型の観光、長期滞在型の交流、多様な主体の連携・交流

○空家・廃校舎の利活用

(11) 自然環境

○陸域の保護区や海洋保護区の設定等による自然環境の保全・再生

○外来生物の防除及び伝染病の防疫

○海岸漂着物等の処理及び発生抑制策の推進

(12) エネルギー

○地域主導によるエネルギーの安定供給、災害に強く環境負荷の小さい地域づくり

○石油製品の安定的かつ低廉な供給

(13) 防災

○離島の孤立防止と孤立時の対策（避難施設の整備、防災訓練等）

○治山治水対策、海岸保全対策

(14) 人材

○外部人材の活用、人材確保・育成のための条件整備

5. 離島の振興に関するその他の事項

(1) 離島振興計画のフォローアップ

○都道府県による離島振興施策のフォローアップの実施

○国によるフォローアップの結果集約及び新たな課題等の把握

(2) 国土審議会への報告

○3大臣（国交、総務、農水）による毎年度の講じた施策の報告

○国による審議結果を踏まえた離島振興施策の見直し